

測量のお知らせ

平素より、本市行政につきましては御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、令和2年7月豪雨により被災した市街地の緊急かつ健全な復興を進めることとしています。

今後、被災市街地復興推進地域内※で、狭い道路や避難場所などの防災上の課題やまちのにぎわい・魅力を引き出すための手法を検討するため、基礎資料作成を目的とした現地の測量を行いますので事前にお知らせいたします。

測量を実施するにあたり、当地域の皆様方の土地へ立ち入らせていただき、測量作業を行います。また、建物を解体作業中の敷地などもあることから、ドローンによる測量も行う場合がございます。

御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※ 裏面に被災市街地復興推進地域に関する内容を裏面に記載しております。

測量の内容

現況の正確な地図を作成するために、以下の測量を行います。

- 道路や水路、側溝、建物などの位置の確認
- 地盤の高さ（高低差）の確認

当作業員は、腕に腕章を付け、市が発行する業務許可書を持参しており、作業時は、安全に十分注意し、住民の皆様方のご迷惑にならないよう作業を行います。

測量期間：9月中旬より11月中旬

作業時間：午前9時00分から午後5時00分まで



本測量に関し、ご不明な点やご質問などがございましたら、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| ① 測量業者：株式会社 大進コンサルタント | 電話 0966-22-2220 |
| | 担当 平嶋 |
| ② 発注者：人吉市復興局 復興支援課 | 電話 0966-22-2111（内線8894） |
| | 担当 福山、出口 |



被災市街地復興推進地域とは

被災市街地復興推進地域は、大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地について緊急、かつ、健全な復興のため、当地域内における市街地の迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図り、被災市街地における住民の公共の福祉の増進を図ることとしたものです。

本市は、この被災市街地復興推進地域を令和3年7月21日に都市計画の決定を行い、令和4年7月3日まで、当推進地域内の建築行為等に制限がかかります。

この間、安全性の低い市街地が再びつくられてしまうことを防ぐと同時に、現在、進めております復興まちづくり計画を策定することで、各種復興事業の円滑な実施へ移行でき、市街地の緊急、かつ、健全な復興を図ります。

建築行為等の制限

当地域内の土地において、土地の造成、建築物の新築、改築、増築(応急修繕は含まない)を行おうとする方は、市長の許可を受ける必要があります。

■許可が可能な建築行為等

自己の居住の用に供する住宅又は、自己の業務に供する建築物(住宅を除く)の新築、改築又は増築で、次の要件に該当するもの。

- 2階建て、平屋
- 地下なし
- 木造、鉄骨造、コンクリートブロック造
- 容易に移転または除却ができる
- 敷地の規模が300㎡未満

■市長の判断が必要な建築行為等

建築物の新築、改築又は、増築で次の要件に該当するもの。

- 3階建て以上
- 地下あり
- 鉄筋コンクリート造
- 自らの生活の本拠として使用しないもの(貸事務所、貸店舗、アパートなど)
- 敷地の規模が300㎡以上

※2階建て以下の木造等簡易な建築物で、市長の許可が得られないために、土地所有者に著しい支障が生ずる場合には、市または土地開発公社等は当該土地を時価で買い取るべきものとされている。